

委員の皆様へ

9月の第4回検討部会の資料をお送りします。

前回までの検討部会で委員の皆様から貴重なご意見を賜り、計画の文章について、
おおよそ内容を固めることができました。ありがとうございます。

第4回検討部会においては、主に、第6章～第7章を中心に、見込量等の数値面
について、ご意見を賜れればと思います。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

【★前回からの主な修正箇所】

・ 1 章（2）計画の対象：1 ページ

⇒高谷委員、海原委員のご意見踏まえ、「難病が本計画の対象であること」追記

・ 4 章 8 ページ

⇒岸川委員、下江委員のご意見踏まえ、「一人ひとりのニーズに対応したグループホームの整備」追記

・ 4 章 11 ページ

⇒金子委員のご意見踏まえ、「障害者相談サポートセンター等への一般的な相談」に修正

・ 4 章 12 ページ

⇒岸川委員のご意見踏まえ、「中核的人材養成研修等の活用によるコンサルティングを受ける機会の確保及び専門人材の育成」を追記

・ 4 章 16 ページ

⇒庁内照会の結果踏まえ、「障害者雇用ビジネス」の表記を「障害者雇用の質的な面での課題」に修正

・ 4 章 17 ページ

⇒山本委員のご意見踏まえ、「ハローワーク等、庁外との連携」を追記

・ 4 章 19 ページ

⇒団体ヒアリング（精神障害）のご意見踏まえ、「スポット的な就労」追記

・ 4 章 28-29 ページ

⇒五本木委員、椿委員、岸川委員のご意見踏まえ、「障害児の学習サポート」を追記

・ 4 章 31 ページ

⇒下江委員のご意見踏まえ、「自ら相談することが難しい精神障害のある人に対する支援」を追記

・ 4 章 33 ページ

⇒団体ヒアリング（内部障害）のご意見踏まえ、「人工透析に伴う通院負担軽減」追記

・ 4 章 41 ページ

⇒団体ヒアリング（視覚障害）のご意見踏まえ、「外出機会減少によるフレイル」追記

・ 4 章 42 ページ

⇒団体ヒアリング（視覚障害）のご意見踏まえ、「横断歩道のエスコートゾーン」追記

・ 4 章 全体

⇒橘委員のご意見踏まえ、「児童、こどもなどの表現を児童等に統一」「特別な配慮⇒個別の配慮に修正」

・ 5 章（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築：50 ページ、53 ページ

⇒下江委員のご意見踏まえ、「本人が自ら相談することが困難な場合も想定し～」追記

・ 5 章（4）福祉施設から一般就労への移行等：66 ページ

⇒山本委員のご意見踏まえ、ハローワークとの連携について追記

⇒五本木委員のご意見踏まえ、「障害者職場実習推進事業」を追記

- ・ 5 章（6）相談支援体制の充実・強化等：75 ページ

- ・ 6 章（4）相談支援の見込量：128 ページ

⇒下江委員のご意見（精神保健福祉士の配置）について、具体的な取り組みとしての記載は困難でした。

⇒一方、単身生活者に対してきめ細かく対応できる人材の確保が必要であるとのご意見の趣旨を踏まえ、5 章では複数事業所による協働体制や主任相談支援専門員の配置数について活動指標として設定。また、6 章では相談支援事業所の精神障害者支援体制加算の状況を参考指標として設定しました。

- ・ 5 章（7）障害福祉サービス等の質の向上：80 ページ

⇒金子委員のご意見踏まえ、事務の効率化に向けた具体的な取り組みを追記

- ・ 5 章（3）地域生活支援の充実：61 ページ

⇒岸川委員のご意見踏まえ、強度行動障害の状態にある人を支援する人への支援について、記載内容修正。

- ・ 8 章 ケアラー支援：158-159 ページ

⇒市議会のご意見踏まえ、「ケアラーの早期把握」「レスパイトの取り組み」追記

⇒五本木委員のご意見踏まえ、「ペアレントトレーニングなどの支援プログラム」追記